

II. Q&A（販売事業者向け）

No.	分類	新	旧
14	周知	質問	請求書や検針票等に、県の支援であることや値引き額などを表記するスペースがない、又はシステム上表記できない場合、どうしたらよいか？
		回答	請求書や検針票等に、県の支援であることや値引き額などを表記するスペースがない、又はシステム上表記できない場合、どうしたらよいか？
15	値引き	質問	9月分の検針とは何を指すか？
		回答	令和5年9月使用を1日以上含む期間の検針分です。原則の考え方は次の通りです。 各販売事業者で、「8月～9月使用分に対して請求が発生する検針」又は「9月～10月使用分に対して請求が発生する検針」のいずれか一方を「9月分の検針」と設定し、その請求が発生する消費者を値引きの対象としてください。 値引きの対象期間中に途中解約をした消費者や新規契約者の値引き実施の有無については、「9月分の検針」が終了し請求額が確定した段階で値引きが行えるかどうかで判断してください。 ※ 原則とは別に特例の考え方もあります。特例の考え方については、別紙「9月検針」の対象の考え方を参照ください。
16	値引き	質問	毎月10日を検針日としている場合、8月10日から9月9日、9月10日から10月9日のいずれを9月検針の対象とするか
		回答	各販売事業者で、「8月～9月使用分に対して請求が発生する検針」又は「9月～10月使用分に対して請求が発生する検針」のいずれか一方を「9月分の検針」と設定していただきます。8月10日から9月9日を「9月分の検針」とした場合は、9月10日から10月9日は「10月分の検針」となります。
20	値引き	質問	「9月分の検針」で利用量が0m ³ の顧客も値引きの対象か？
		回答	基本料金等の請求額がある場合、当該請求額から値引いてください。
21	値引き	質問	「9月分の検針」で閉栓している顧客からも値引きするの？
		回答	基本料金等の請求額がある場合、当該請求額から値引いてください。基本料金等の請求がない場合、値引きできません。
26	まとめて検針	質問	まとめて検針（例えば1年ごと、半年ごと、2ヶ月ごと等）している消費者へ「9月分の検針」をしない場合、値引きの対象か？
		回答	「9月分の検針」をしない場合、値引きの対象外です。
27	まとめて検針	質問	まとめて検針する先において、6月から11月使用分を11月に検針し12月に請求する場合、値引きの対象か？
		回答	「9月分の検針」をしない場合、値引きの対象外です。
28	まとめて検針	質問	まとめて検針する先において、4月から9月使用分を9月に検針し10月に請求する場合、値引きの対象か？
		回答	「9月分の検針」をする場合、値引きの対象です。

No.	分類	質問	回答
30	解約・転居	質問	「9月分の検針」後すぐに契約解除を予定している供給先（例えば9月10日に検針、9月10日に契約解除予定の先等）は値引きするか？
		回答	「9月分の検針」時に契約があれば対象です。ただし10月以降は請求はないので値引きすることはできません。
31	解約・転居	質問	賃貸物件において、「9月分の検針」をして請求額が4,250円を下回っていた住人が、10月分の対象期間中に別の場所へ転居することとなり検針をする場合、値引きはどうしたらよいか？
		回答	請求があるため、その範囲内で2回目の値引きをしてください。
32	解約・転居	質問	賃貸物件において、9月に住人が別の場所へ転出することに伴い「9月分の検針」を実施。その後、同物件に新たな住人が転入し、同メーターで「9月分の検針」をした場合、どちらの住人も値引きしてよいか？
		回答	どちらの住人からも値引きしてください。
33	解約・転居	質問	「9月分の検針」期間前に別の場所へ転居する予定の顧客から、値引きしてほしいと言われた場合どうすればよいか？
		回答	値引きできません。ただし、転居先が県内で、引き続きLPGガスの供給を受け、転居先契約のガス販売店で「9月分の検針」がされるのであれば、転居先で値引きされます。
34	支払滞納先	質問	支払滞納になっている顧客に、「9月分の検針」とこれまでの滞納分をあわせて請求する場合、滞納分からも値引きしてよいか？
		回答	滞納分からは値引きできません。「9月分の検針」使用分から値引きしてください。
35	支払滞納先	質問	顧客の支払いが3～4か月遅れており「9月分の検針」をしていなかったが、その後支払いが済み、10月分から検針を再開する場合、10月分の検針から値引きしてよいか？
		回答	「9月分の検針」をしない場合、値引きの対象外です。
36	支払滞納先	質問	顧客の支払いが3～4か月遅れており8月分の検針をしていなかったが、その後支払いが済み、9月分から検針を再開する場合、「9月分の検針」から値引きしてよいか？
		回答	「9月分の検針」をする場合、値引きの対象です。
46	顧客から問合せ	質問	25m ³ /月超利用の消費者や質量販売利用の消費者等から、請求書を紛失したと相談された場合どうしたらよいか？
		回答	可能な限り、①又は②のご対応をよろしくお願いいたします。 ①紛失された請求書の再発行 ②（大量消費者用）様式第1号別紙や（高圧ガス・質量販売購入者用）様式第1号別紙3等の使用実績証明書を作成

<第2版以降追加分>

No.	分類	質問	回答	備考
47	対象	メーターで使用量を管理しているが、高圧ガス保安法に該当する工業利用をしている先は値引きの対象か？	値引きの対象ではありません。直接申請していただく給付金の対象ですので案内をお願いします。	第2版で追加
48	値引き	【前提条件】B方式又はC方式で値引き「9月分の検針」から値引きした消費者について、「10月分の検針」の請求がなく「11月分の検針」の請求がある場合、「11月分の検針」から値引きするのか？	1回目及び2回目の値引きを受けた消費者が3回目の値引きの対象です。「10月分の検針」で請求がない場合、「11月分の検針」から値引きはできません。	第2版で追加
49	まとめて検針	【前提条件】B方式又はC方式で値引き2ヶ月ごとにまとめて検針している消費者へ「9月分の検針」と「11月分の検針」をする場合、どちらの検針も値引きの対象か？	9月分及び10月分の検針についてそれぞれ値引きを受けた消費者が11月分の検針で値引きを受ける対象なので、2ヶ月ごとに検針の場合、「9月分の検針」は対象となり、「11月分の検針」は対象外となります。	第2版で追加
50	解約、転居	【前提条件】9/6～10/5を「9月分の検針」と設定10/5に検針された人が10/15に解約した場合、2回目の値引きをしてよいか？	問題ありません。2回目の請求に応じて、そこから値引きを行ってください。（9/6～10/5利用分を「9月分の検針」、10/6～10/15利用分を「10月分の検針」とする。）	第2版で追加
51	解約、転居	【前提条件】9/6～10/5を「9月分の検針」と設定9/15に解約した人は値引きの対象か？	「9月分の検針」期間内に契約があるため対象です。発生する請求に応じて、値引きを行ってください。	第2版で追加
52	解約、転居	【前提条件】9/6～10/5を「9月分の検針」と設定10/1から契約している人は値引きの対象か？	「9月分の検針」期間内に契約があるため対象です。発生する請求に応じて、値引きを行ってください。	第2版で追加
53	解約、転居	【前提条件】9/6～10/5を「9月分の検針」と設定9/1に解約した人は値引きの対象か？	原則としては、「9月分の検針」期間内に契約がないため対象外です。特例対応については、別紙「9月検針」の対象の考え方をご参照いただき、特例対応する場合は事務局へ連絡してください。	第2版で追加
54	解約、転居	【前提条件：8/16～9/15を「9月分検針」とする場合】9/20に新たに入居した人は、値引きの対象か？	原則としては、「9月分の検針」期間内に契約がないため対象外です。特例対応については、別紙「9月検針」の対象の考え方をご参照いただき、特例対応する場合は事務局へ連絡してください。	第2版で追加